

岡谷市議会基本条例（解説付）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の責務並びに活動原則（第2条―第6条）

第3章 市民と議会の関係（第7条―第9条）

第4章 議会と市長等の関係（第10条―第13条）

第5章 議会の体制整備（第14条―第24条）

第6章 他条例等との関係等（第25条―第27条）

附則

岡谷市は、昭和11年4月の市制施行以来、時代の変遷による幾多の困難を先人の不断の努力により乗り越え、地域の中核都市として発展を遂げてまいりました。

そして現在、地方分権の推進、住民自治の確立が時代の要請となり、地方自治体が自らの責任において将来に向けたまちづくりを進めるときにあって、地方自治体の議決機関としての議会の果たすべき役割は、ますます重要なものとなっています。

岡谷市議会においても、二元代表制のもと、市長その他の執行機関との緊張ある関係を保ちつつ、市民の負託に応え得る議会、積極的な情報の収集、発信により市民とともに歩む議会の具現化に向け、議会機能を発揮することが求められています。

このような認識の下、岡谷市議会は歴代議会が真摯に取り組んできた議会改革を礎にして、議会や議員が果たすべき役割、さらに議会と市民、行政との関係を明確にし、掲げた目的を達成するための本市議会における最高規範として、この条例を制定します。

※ 解 説 ※

岡谷市がこれまで歩んできた歴史を振り返り、今、地方分権の推進、住民自治の確立がより重要となっていることを踏まえ、岡谷市議会が果たすべき役割の大きさを確認するとともに、市議会のあるべき姿を市民と議会が共通の認識として捉え、掲げる目的の達成に向け歩みを進めるための本市議会の最高規範としてこの条例を策定することを宣言しています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもとでの議決機関としての岡谷市議会（以下「議会」という。）及び市民に選ばれた岡谷市議会議員（以下「議員」という。）の責務並びに活動原則等を明らかにし、その議会機能を発揮することにより市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

※ 解 説 ※

この条例は、地方自治の本旨に基づき、いままで明確に示されていなかった議会及び議員の責務や活動原則等を明らかにしたうえで、議会が持つ機能を発揮して市民の負託に応えることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的としています。

* 用語解説 *

〔地方自治の本旨〕

憲法や地方自治法などで用いられている言葉で、住民自治（自治体の住民の意思に基づいて行政を行う原則）と、団体自治（自治体の自らの権限と責任において地域の行政を処理する原則）の2つの要素からなるとされています。

地方自治法第1条の2では、憲法第92条において地方自治の本旨に基いて、法律で定めるべきとされている地方公共団体の存立目的と役割について、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。と規定しています。

《参考》

憲 法

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

地方自治法

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

（以下略）

〔二元代表制〕

地方自治体において首長（市長）と議会議員（市議会議員）を、ともに直接選挙で選ぶ制度のことで、双方とも住民に対して直接に責任を負うものとしています。また、首長、議会はともに住民代表の機関であることから、相互に抑制と均衡によって、いずれかの独善と専行を防止する体制がとられています。

〔議決機関〕

地方公共団体の意思決定機関のことで、市長は議会の議決があつてはじめて事業を行うことができます。なお、地方公共団体の意思等を決定するために議会に付与されている権限を議決権といい、地方自治法第96条第1項に列挙されています。

《参考》

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。

(以下略)

〔議会機能〕

議会が果たすべき役割のことで、地方公共団体の議決機関としての役割のほか、執行機関の事務執行を監視（検査、調査等）すること、また、積極的に政策を立案し、執行機関にこれを実行させるような役割が期待されています。

第2章 議会及び議員の責務並びに活動原則

（議会の責務及び活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる責務及び原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会は、公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。
- (2) 議会は、分かりやすい議会運営に努めるとともに、市政の議決機関として多様な手段により説明責任を果たし、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) 議会は、政策立案及び政策提言により、住民意見の市政への反映に努めるとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の行政運営について監視及び評価を行うこと。
- (4) 議会は、時代の変化に対応した議会改革の推進に継続的に取り組むこと。

※ 解説 ※

市民の負託に応え、市民とともに歩む議会を念頭に置き、議会としての責務と活動の原則を定めています。

- (1) 議会は、市民に信頼される議会の実現のため、公平性、公正性及び透明性を確保することを定めています。
- (2) 議会は、分かりやすい議会運営に努めるとともに、市民を代表する議決機関として市政の意思決定を行う議会が、その活動の内容や成果を多様な手法を用いて広く積極的に公開し、市民への説明責任を果たすことを定めています。
- (3) 議会は、住民の多様な意見を市政に反映させるために、政策の立案や政策の提言に真摯に取り組むとともに、市が掲げる施策や市政の課題への対応などの行政運営について監視、評価を行うことを定めています。
- (4) 歴代の議会が積み重ねてきた伝統を礎にしながら、議会自らが社会、経済などの時代の情勢をしっかりと捉え、時代が要請する議会改革に継続的に取り組むことを定めています。

* 用語解説 *

〔執行機関〕

行政の執行権限を持つ機関のことで、岡谷市では市長以外に教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員等の執行機関が置かれています。

(議員の責務及び活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる責務及び原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。
- (2) 議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるとともに、自らの考えや議会活動について市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 議員は、法令等を遵守し、調査及び研究を通じて自らの資質を高めるための研鑽に努めること。
- (4) 議員は、特定の地域、団体等に捉われず、全市民の代表として市民福祉の向上と市政の発展を目指して活動すること。

※ 解 説 ※

議会を構成する議員の責務と活動の原則を定めています。

- (1) 議員は、議会が言論の府であること、また合議制の機関であることを認識した上で、それぞれに市民の負託を受けた議員相互の討議を重んじることが定めています。
- (2) 議員は、市民の代表として、市民の多様な意見を的確に把握した上で、議会機能を發揮して市政や議会活動への反映に努めるとともに、議員個々の役割としても、自らの考えや議会の活動について、市民への説明責任を果たすことが定めています。
- (3) 議員は、法令等の遵守など高い規範意識を常に求められていることを認識するとともに、市民からの信頼に応えるために市政の課題などへの調査・研究を行い、自らの資質向上に励むことが定めています。
- (4) 議員は、特定の地域や団体に捉われることなく、市政の全体を見つめた幅広い視点と確かな将来展望をもって、市民福祉の向上と市政の発展のために活動を展開することを定めています。

* 用語解説 *

[合議制]

複数の構成員の合議によって意思を決定する制度のことで、議会は市民の皆さんから選挙によって選ばれた議員の合議によって市政の方針等を決定しています。

(議員の政治倫理)

第4条 議員は、常に市民の代表であることを認識し、市民の信頼及び負託に的確に応えるため、政治倫理の確立と向上に努めなければならない。

※ 解 説 ※

議員は、市民に選ばれた代表であることを常に認識して、市民の信頼や負託に応えるために、公平・公正な行動をとるとともに、議員としての地位利用や政治活動に関わる寄附行為など市民に疑惑の念を抱かせることのないよう、政治倫理の確立、向上に努めることを定めています。

＊ 用語解説 ＊

〔政治倫理〕

政治に携わる者が、住民の代表として公平、公正に活動するための行動規範で、様々な権能を持つ議員には高い倫理観が求められます。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、基本的な理念を共有する議員により会派を結成することができる。

2 会派は、構成する議員の意思を尊重し、その活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のための調査研究、市政課題に関する情報収集及び議員活動に必要な研修等を行うものとする。

3 会派は、議会運営並びに政策立案及び政策提言に際し、必要に応じて会派間において調整を行い、合意形成に努めるものとする。

※ 解説 ※

議員は、基本的な理念を共有する議員と会派を結成することができるとして、会派結成の根拠を定めています。なお、岡谷市議会は従前から会派制により議会運営が行われております。

第2項では会派の役割を、第3項では議会運営並びに政策の立案や政策の提言に際しては、会派間において議論を重ね合意形成に努めることを定めています。

(危機管理)

第6条 議会は、災害等の発生に際し、岡谷市災害対策本部が設置され、議長が必要と認めるときは、岡谷市議会災害対策支援連絡会議を設置するとともに、市長等と連携協力し、情報の受発信並びに必要な措置及び対応について協議するものとする。

2 岡谷市議会災害対策支援連絡会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

※ 解説 ※

全国各地で自然災害等が多発する中、当市においても平成18年7月豪雨災害により甚大な被害を受けたことを教訓に、議会においても危機管理体制の整備は必須の要件として、災害時における市との連携協力の中核となる岡谷市議会災害対策支援連絡会議の設置について定めています。なお、岡谷市議会災害対策支援連絡会議の設置について必要な事項は別に定めるとしてあります。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映させるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保に努めなければならない。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会」という。）及び全員協議会その他の会議について、公開するよう努めるものとする。

3 議会は、専門的な意見及び識見を議案審議等に反映するため、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。

4 議会は、委員会における請願又は陳情の審査に際し、提出者から意見陳述の申し出があったときは、特別の事由がない限り、意見を聴く機会を設けるものとする。

5 前項の規定による意見陳述の方法等は、別に定める。

※ 解説 ※

議会への市民参加及び議会と市民の連携について、基本となる事項を定めています。

第1項は、議会が市民の多様な意見を的確に把握した上で、政策の立案や政策の提言などの議会活動に反映できるよう、市民の議会活動への参画機会の確保を図ることを定めています。

第2項は、第1項に掲げた市民の議会活動への参画を図るために、議会の委員会、全員協議会その他会議の公開に努め、議会活動への市民参加を促すことを定めています。なお、本会議については、地方自治法により公開が原則とされています。

第3項は、重要案件等を決定する際に、判断の参考となる意見等を聴くため公聴会や参考人制度を活用して、審議等の充実を図ることを定めています。

第4項は、請願又は陳情は住民からの政策提言と位置付け、提出者から意見陳述の申し出があれば、特別な事由がない限り、委員会において意見を聴く機会を設けることを定めています。なお、特別な事由とは、郵送での提出や議会での意思決定後、情勢の変化が見られない案件等の請願、陳情を想定しています。また、第5項において意見陳述の方法等については別に定めるとしています。

* 用語解説 *

[公聴会]

重要な議案等の審査に当たって、広く利害関係者や学識経験者等の意見を聴き、審査の参考にすることができる制度です。委員会だけでなく本会議においても開催することができますが、公聴会開催の日時や案件等の公示により、公述人（賛否の意見を述べる者）を選定する手続きなどが必要となります。

[参考人制度]

地方公共団体の事務に関して、調査又は審査のため必要があるときに、当事者や利害関係

者、学識経験者から意見を聴くことができる制度で、委員会だけでなく本会議においても開催することができます。公聴会より簡単な手続きで意見聴取が行えます。

〔審議・審査〕

審議とは、議会の本会議で付託議案について、提案者からの説明、質疑、討論、表決といった一連の過程のことです。

審査とは、委員会において議会の議決の対象となる議案等について議論し、一応の結論を出す一連の過程のことです。

(議会広報広聴の充実)

第8条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう、議会活動に関する情報を多様な手段を用いて積極的に公開し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 議会は、広報広聴機能の充実のため、議会広報広聴委員会を設置するものとする。

3 議会は、議会活動の報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を年1回以上開催しなければならない。

4 議会広報広聴委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

※ 解 説 ※

議会としての説明責任を果たすため、議会活動の広報広聴の充実について定めています。

第1項は、議会が市民とともに歩みを進めるために、議会だよりや議会報告会など多様な手段を活用して市民に分かりやすく情報を提供し、市民と情報を共有することにより、議会としての説明責任を果たしていくことを定めています。

第2項は、議会の広報広聴機能の充実のため、議会に議会広報広聴委員会を設置することを定め、第4項で議会広報広聴委員会について必要な事項は別に定めるとしています。

第3項は、議会の広報広聴活動の中核的な位置付けとなる議会報告会の開催について定めています。議会報告会については、議会側からの報告だけでなく、市民との意見交換の場として重要な機会と捉え、年1回以上の開催を義務付けています。

(議案に対する表決結果の公表)

第9条 議会は、全ての議案に対する各議員の表決結果を、原則公表する。

※ 解 説 ※

議会は、議決機関として決定した全ての議案に対する議員の賛否の態度を原則公表することを定めています。なお、原則公表としているのは、無記名投票により採決がされた場合は議員の賛否の確認ができないためです。

* 用語解説 *

〔表決〕

議会の意思決定に議員が参加し、議案等に対して賛成、反対の意思表示をすることです。表決の方法は、大別して、①起立による表決、②投票による表決（記名投票・無記名投票）、③簡易表決（全く異議がないことが予想されるとき）の三つがありますが、このほかに挙手による表決などがあります。

第4章 議会と市長等の関係

（市長等との関係）

第10条 議会は、二元代表制のもと、市長等と相互の立場及び機能の違いを認識しながら、緊張ある関係の保持に努めなければならない。

2 議会の一般質問は、市民に分かりやすく、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

3 本会議及び委員会に出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員からの質疑及び質問に対して論点を明確にするため趣旨確認の発言をすることができる。

4 前項の趣旨確認の発言に関し必要な事項は、別に定める。

※ 解説 ※

議会と市長は、ともに市民の直接選挙で選ばれるという二元代表制のもと、合議制と独任制の違い、また議決機関と執行機関の違いなどを認識しながら、それぞれの役割を果たすために、健全な緊張関係を保持することを定めています。

第2項は、議会の一般質問は市民に分かりやすく、また質問での論点や争点が明らかになるよう、一問一答方式にて行うことを定めています。

第3項は、本会議や委員会で市長等は、議長又は委員長の許可により議員からの質疑や質問に対し、論点を明確にするために趣旨確認のための発言をすることができることを定め、第4項で趣旨確認の発言について必要な事項は別に定めるとしています。

* 用語解説 *

〔一般質問〕

議員が議案とは関係なく、市の行政全般について市長等に対して事務の執行状況や将来の方針への見解等を質す質問のことです。

〔一問一答方式〕

質問者と答弁者が一つの質問に対して質問と答弁を繰り返す方式です。

〔質疑・質問〕

質疑とは、議題とされている議案等について疑義を質すものです。

質問とは、市の行政全般にわたって特定の議案とは関係なく市長等に対して見解を質すものです。

(監視機能)

第11条 議会は、市長等の行政運営が、適正かつ効果的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

※ 解 説 ※

議会の監視機能の責務をこれまで以上に果たすため、市長等の行政運営が適正かつ効果的に行われているか監視し、必要に応じて予算の修正や検査、監査の請求、事務執行状況の調査等、適切な措置を講ずることを定めています。

(説明及び資料請求)

第12条 議会は、市長が提案する議案の審議に当たって、必要な事項を明確に分かりやすく説明すること及び必要な資料を求めることができる。

2 議員は、市政の調査研究等のため、必要に応じて市長等に対し、行政運営に関する説明及び必要な資料を求めることができる。

※ 解 説 ※

議会と市長等との関係を踏まえ、議会は市長が提案する議案について、必要な事項を明確に分かりやすく説明すること及び必要な資料を求めることができることを定めています。

必要な事項としては、政策等を必要とする背景、提案に至るまでの経緯、他の自治体との類似する政策等との比較検討、提案に至るまでの市民参画の状況と反応、岡谷市総合計画及び各種計画との整合性、関係法令及び条例等、財源措置及び将来にわたるコスト計算などが想定されます。また、議案審議については、分かりやすい説明や資料の提出、さらに、予算、決算の審議においては施策別又は事業別の説明を求めることなども想定しています。

第2項は、議員が行う市政の調査研究等の際に、必要な情報や判断材料とするため、市長等に対して説明及び資料を求めることができることを明示しました。

(議会の議決事件)

第13条 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件について効果的に活用するよう努めるものとする。

2 前項に規定する議会の議決すべき事件は、別に条例で定める。

※ 解 説 ※

地方自治法第96条第2項による議会の議決事項について、議会として効果的に活用することに努めるよう定めています。なお、第2項で議決すべき事件については、別に条例で定めるとしています。

《参考》

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。

(以下略)

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第5章 議会の体制整備

(政策立案機能)

第14条 議会は、政策立案機能の強化に努め、条例の提案及び議案の修正等により、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

※ 解 説 ※

議会は、議決機能や行政運営の監視にとどまらず、議会の政策立案の機能強化に努め、議員提案の条例の提出など、より積極的に政策の立案や政策の提言を行うことを定めています。

(政策討論会議)

第15条 議会は、市政の重要な政策及び課題等に対して、議員間での共通認識を深めるとともに、市長等への政策提言及び政策提案を行うため、政策討論会議を開催することができる。

- 2 政策討論会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

※ 解 説 ※

議会として、市政の重要な政策や課題に対して、議員が共通の認識として課題等を深めるため、また、議会が市長等に対して政策提言や政策提案をより積極的に行うため、議員間において自由に討論を交わす政策討論会議の開催について定めています。なお、第2項で政策討論会議について必要な事項は別に定めるとしてあります。

(議員研修の充実)

第16条 議会は、議員の資質向上並びに政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めなければならない。

※ 解 説 ※

議会は、議員が市民からの信頼や負託に応えられるよう、議員の研修を充実させ、議員の資質向上と政策の立案や政策の提言能力の向上を図ることを定めています。

(専門的知見の活用)

第17条 議会は、負託された責務を果たすため、専門的知識を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。

※ 解 説 ※

議会は、公聴会や参考人制度による意見聴取にととまらず、学識経験者による調査などを積極的に活用して議会としての責務を果たすことを定めています。

(交流及び連携の推進)

第18条 議会は、その機能強化に資する調査研究のため、他の自治体の議会と積極的に交流及び連携を図るものとする。

※ 解 説 ※

議会は、地方自治体が抱える課題について、他の自治体の議会との情報交換や視察研修など交流を重ねることにより見識を深めるとともに、お互いの議会が連携して先進的な施策の研究や国等への意見書提出など議会機能を発揮することを定めています。

(委員会)

第19条 委員会は、その特性を活かした委員会運営に努めなければならない。

2 委員会は、審査に当たって、資料等を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 委員会が実施した行政視察については、議会において報告会を開催するとともに、その内容を公表するものとする。

※ 解 説 ※

岡谷市議会委員会条例(昭和31年岡谷市条例第17号)に規定されている委員会の活動について定めています。

第1項は、議会は、委員会の運営に当たって、委員会の特性である少人数による専門的で活発な議論の展開や市政の課題に対する迅速な調査などに努めることを定めています。

第2項は、委員会審査に当たっても、市民の議会活動への参画意識を醸成するために、審査資料等を公開し、市民に分かりやすい議論を行うことを定めています。

第3項は、委員会の行政視察については、その内容を全議員で共有する機会を設定するとともに、市民に公表することを定めています。

* 用語解説 *

〔行政視察〕

議会が、先進的な取り組みや特色のある事業を展開している自治体等に出向き、取り組みの発想から展開、さらに実績、効果などについて現場などを直接視察して議会活動の糧とす

るもので、岡谷市議会では常任委員会単位で実施しています。

(議員定数)

第20条 議会は、議員定数を変更する場合は、市政の状況及び社会情勢を考慮し、市民等の意見を聴取しながら、岡谷市の実情にあったものにしていくものとする。

※ 解 説 ※

議会は、議員定数を変更する場合、議会としての責務が果たされる議員数を考察するとともに、市政の状況や社会情勢を考慮して市民等の意見を聴取しながら岡谷市の実情にあったものにしていくことを定めています。

なお、議員定数については、岡谷市議会の議員の定数に関する条例（平成14年岡谷市条例第30号）により、別に定められています。

(議員報酬)

第21条 議会は、議員報酬を改定する場合は、市政の現状及び社会経済情勢を考慮し、市民等の意見を聴取しながら、岡谷市の実情にあったものにしていくものとする。

※ 解 説 ※

議会は、議員報酬を改定する場合は、市民の代表としての議員の責任、職務を考察するとともに、市政の現状や社会経済情勢を考慮して、市民等の意見を聴取しながら岡谷市の実情にあったものにしていくことを定めています。

なお、議員報酬については、岡谷市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年岡谷市条例第22号）により、別に定められています。

(政務活動費)

第22条 議員は、政務活動費が市政課題及び市民意見を把握し市政に反映させる活動等のため交付されるものであることを認識し、岡谷市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年岡谷市条例第13号）の規定により、適正に執行しなければならない。

2 議長は、政務活動費の使途について、収支報告書を積極的に公表しなければならない。

※ 解 説 ※

議員は、地方自治法第100条第14項に定められている政務活動費について、交付される趣旨を十分に認識するとともに、その執行に当たっては岡谷市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により適正に行うよう定めています。

第2項では、議長は政務活動費の透明性確保のため収支報告書を積極的に公開することを定めています。

* 用語解説 *

〔政務活動費〕

議員は、条例に定めるところにより、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として政務活動費の交付を受けることができます。岡谷市議会では会派に対して所属議員数に月額9,000円を乗じた額を交付しています。

《参考》

地方自治法

第100条 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

(議会改革検討委員会)

第23条 議会は、議会改革の継続的な取り組みを推進するため、議会改革検討委員会を設置するものとする。

2 議会改革検討委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

※ 解 説 ※

議会は、議会に議会改革検討委員会を設置して、今後も継続して議会改革に取り組むことを定めています。なお、第2項で議会改革検討委員会について必要な事項は別に定められています。

(議会事務局)

第24条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営及び議会活動を補助するため、議会事務局の機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

※ 解 説 ※

議会が果たすべき役割が広範かつ複雑化していることを踏まえ、議会の円滑な運営と議会の機能が十分発揮できるよう、議会活動を補助する議会事務局の機能強化を図ることを定めています。

第6章 他条例等との関係等

(最高規範性)

第25条 この条例は、本市議会における最高規範であり、議会に関する他条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例と整合を図るものとする。

2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、議員に対し、改選ごと速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

※ 解 説 ※

この条例について、議会における他条例等との関係について定めています。

第1項は、この条例が岡谷市議会における最高規範であることを定め、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃に当たってはこの条例と整合を図るものとしています。

第2項は、この条例の理念を議員に浸透させ継続していくため、改選ごとに速やかに研修を実施することを定めています。

(目的達成状況の検証等)

第26条 議会は、この条例の目的達成状況について、毎年検証しなければならない。

2 前項の検証は、議会改革検討委員会において行い、その内容を公表するものとする。

※ 解 説 ※

この条例の制定後における目的達成状況の検証について定めています。

第1項は、この条例の目的達成状況については、毎年検証を行うとしています。

第2項は、第1項の検証は議会改革検討委員会において行い、検証の内容については公表することを定めています。

(条例等の見直し)

第27条 議会は、前条の検証に基づいて、この条例を含む議会に関する条例、規則等の改正等が必要と認める場合は必要な措置を講ずるものとする。

※ 解 説 ※

議会は、第26条における目的達成状況の検証結果により必要な場合は、この条例を含む議会関係の条例や規則等の改正など必要な措置を講ずることを定めています。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。